

第1号議案 平成18年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

専修学校制度が而立を迎えた昨年は、それにふさわしく、文部科学省中央教育審議会や協力者会議の提言等の一部が制度改革として実現をみた。これは国が、「専門学校を頂点とする職業教育」を「大学を頂点とする従来の教育」と並び立つ制度として評価を与えたものであり、国民が総じて職業教育に関心を高めている状況にあつて、個々の学校とも教育力のさらなる研鑽が求められている。

他方、昨年、我が国の総人口が戦後初めて前年を下回り、予測より2年も早く減少局面に入っている。これまで特に資源を持たない我が国は、優れた「人財」によって今日の繁栄を築いてきた。しかし、近年の若年不安定就労者あるいは若年無業者の急激な増加、さらには大量の団塊の世代の引退を目前にひかえ、社会経済全体の活力の低下が危惧されているところである。

我が国が引き続きその活力を維持していくためには、早期の教育段階から働くことへの関心・意欲の高揚を図り、その後の教育段階では個人の希望や適性等に応じて職業人として必要とされる能力を養成する、いわゆる「職業教育体系」を構築し、もつて国民一人ひとりが職業生活を通じて自己実現を図れる社会環境を作っていくことが何よりも重要となっている。

このような職業教育に対する追い風を受けて、本連合会は、われわれ専修学校及び各種学校こそ、その中核を担う“学校”として、我が国の教育制度に明確に位置づけるよう、文部科学省に対して教育基本法及び学校教育法の改正という根本的な法的整備を求めていくとともに、「職業教育の日」を通じて、他の学校、家庭、地域社会、企業、国に対して職業教育体系の意義、専修学校及び各種学校の重要性を訴えていかなければならない。

特に初等中等教育段階における職業観の育成支援、若年者又は社会人等の職業キャリア形成の支援については、専修学校及び各種学校がその機能を十二分に発揮できるよう関係省庁や関連団体等との連携を強化していく一方、規制改革・民間開放の方針（民間でできることは民間で行う）に基づき公共職業能力開発施設との役割分担の徹底を厚生労働省に求めていくこととしたい。

また、例えば個々の学校の教育環境面での維持・向上に資するために、専修学校及び各種学校における校舎の耐震化や残存アスベストの撤去といった防災機能の強化及び安全管理対策の充実を国に求めるとともに、長年の懸案である激甚法の適用をはじめとする制度上の格差是正を求めていくこととしたい。

なお、個々の専修学校及び各種学校においては、職業教育機関としてのより一層の責任と自覚をもって社会的使命を果たしていくため、自己点検・自己評価を積極的に行い、適切な方法により情報開示を行うことが重要である。

本連合会は、必要な情報を的確かつ迅速に伝達するなどして、個々の専修学校及び各種学校の参加意識を高め、相互の強い結束を図るとともに、各都道府県協会等とも引き続いて緊密に連携しながら、積極的な活動の展開に結びつけていくものである。

(2) 重点目標

1. 職業教育体系の構築に向けた専修学校及び各種学校の根本的な法整備の実現
 - ① 我が国の教育のあり方の根幹にかかわる教育基本法の改正に向けた議論に積極的に対応し、職業教育並びに職業教育を担う専修学校及び各種学校の重要性を理念として盛り込むことを求める
 - ② 専修学校及び各種学校を中核とする職業教育体系を構築し、現行制度における他の学校種との格差を解消するために、専修学校を中心として学校教育法第1条に規定される「学校」とすることを求め、具体的な要望活動を展開する
2. 専修学校及び各種学校の一層の地位向上に向けた制度改革等の推進
 - ① 社会的理解を促進するために、課程別独自の設置基準の制定をはじめとする制度改革の実現を求める
 - ② 「職業教育の日」を通じて職業教育を行う専修学校及び各種学校の役割等を広く国民に訴える
3. 専修学校及び各種学校と他の学校種との格差の是正
 - ① 学生生徒及び学校をめぐる制度的格差の早期是正を求める
 - ② 国による経常費助成の実現、施設設備整備助成の拡充を求める
 - ③ 地方交付税を活用した地方自治体による助成措置の拡充を求める
 - ④ 税制における減免措置の対象範囲を拡大するとともに課税範囲拡大を阻止する
 - ⑤ 文部科学省の教育バウチャーに関する研究会の動向を注視しながら、学校種や公私の別にかかわらず学習者に公平に助成を行う「教育バウチャー制度」を研究する
4. 職業教育に対する対外的な啓発活動の推進
 - ① 専修学校及び各種学校の個性・特色にあふれた職業教育機能の充実・向上を図る
 - ② 国民各層の協力を得て、初等中等教育段階における職業観・勤労観の醸成を支援する
 - ③ 生涯学習社会の構築に不可欠な学習成果の評価の方策として、個人の様々な学習歴を評価するシステムを研究する
5. 専修学校及び各種学校に対する各省庁施策の充実
 - ① 文部科学省・中央教育審議会への対応を図る
 - ② 若年者の職業的自立支援のための日本版デュアルシステムや社会人の職業能力向上のための職業能力開発政策等への対応を図る
 - ③ 公共職業訓練施設等に代表される官との民との役割分担の明確化を求める
 - ④ 無認可校との区分を明確にする施策を推進する
6. 公的年金の一元化における私学共済の今後の在り方への対応
7. 専修学校及び各種学校の教育の維持・向上
 - ① 専修学校及び各種学校の自己点検・評価を積極的に推進し、教育の質の維持・向上を図る
 - ② 専修学校及び各種学校は、公共性を有する機関としての自覚を持ち、適切な方法で情報開示を行う
 - ③ 専修学校及び各種学校は個人情報保護法の趣旨を尊重し、学生生徒等の個人情報

報の適切な取り扱いを確保する

8. 専修学校及び各種学校に対する激甚災害法の早期適用
9. 全国及び各都道府県協会等の組織強化と課程別設置者別部会の活性化
 - ① 全専各連を構成する都道府県協会等の組織強化等にかかる方策を検討し、あわせて課程別設置者別部会の活性化を図る
 - ② 専修学校及び各種学校の教育の向上及び健全な運営等に資するため、専修学校教育振興会が行う各種事業への会員校の参加を促進する

2. 重点目標の実現に向けた専修学校等振興議員連盟への働きかけ

国の根幹にかかわる教育の見直しとして、教育基本法の改正に向けた作業が本格化し、その後に学校教育法の改正も予想されている。

これまでの文部科学省中央教育審議会の答申、さらには与党教育基本法改正に関する協議会の報告において、職業との関連を重視した教育の重要性がうたわれており、この機を逃さず、重点目標にかかげる「職業教育体系の構築に向けた専修学校及び各種学校の根本的な法整備の実現」を国に強力に求めていくことが重要となる。

過去の専修学校及び各種学校にかかる法整備、制度改革と同様、専修学校等振興議員連盟（会長：町村信孝衆議院議員・前外務大臣）からの支援を受けて積極的な活動を展開するために、本連合会の総意として運動の考え方をまとめ、町村振興議連会長をはじめ振興議連加盟の国会議員の方々に、個別に陳情あるいは振興大会を開催して要望するなどの働きかけを行うこととしたい。

その際には、上記の根本的な法整備のほか、激甚法をはじめ学生生徒及び学校をめぐる制度的格差の是正、公共職業能力開発施設等との役割分担の明確化といった重点目標についても、振興議連へ要望することとしたい。

なお、具体的な方策は、推進組織として設ける1条校化のための推進会議（仮称）にて取りまとめる予定である。

3. ホームページを活用した広報活動の推進

(1) 職業教育ネット (<http://www.shokugyoukyouiku.net/>)

30周年記念行事事業の一環として平成17年12月にオープンした「職業教育ネット」を通じて、①職業教育への社会的認知度を高めるとともに、②ブログを活用した校種を問わない人的交流、③職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化を進める。また、広報用のチラシを広く配布し、当ホームページの認知度向上に努める。

(2) 全専各連ホームページ (<http://www.zensenkaku.gr.jp/index.shtml>)

当ホームページは、全専各連会員校に対する①予定日程の公表、②活動の報告、③行政情報等の提供を主たる目的としている。平成18年度は、①予定日程の迅速な掲載、②メールマガジンの発行等を行うことにより、利用者の利便性と内容の充実を高めることを目指して運用を継続する。

なお、「広報全専各連」は第126号（平成17年9月発行）」以降のものをPDF化し、当ホームページに掲載している。

4. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

開催基準日（決算：毎年6月第2水曜日、予算：毎年2月第4水曜日）に従い、以下のとおり開催する。なお、2月の会議では出席者の間の情報交換、親睦を目的に会議終了後に懇親会を開催する（提出議題は予定）。

<第55回定例総会・第103回理事会（平成18年6月14日）>

平成17年度事業報告
平成17年度収支決算報告
平成18年度第1次補正予算案
役員改選

<第56回定例総会・第104回理事会（平成19年2月21日）>

平成19年度事業計画案
平成19年度収支予算案

(2) 常任理事会

定例総会・理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等に関連する議題を協議するため、年3回開催する。なお、第1回及び第3回常任理事会は定例総会・理事会の日程に合わせて以下のとおり開催する（提出議題は予定）。

<第1回常任理事会（平成18年6月14日）>

平成17年度事業報告
平成17年度収支決算報告
平成18年度第1次補正予算案

<第3回常任理事会（平成19年2月21日）>

平成19年度事業計画案
平成19年度収支予算案

(3) 正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

(4) 1条校化のための推進会議（仮称）

最重点目標である『専修学校を中心として学校教育法第1条に規定される「学校」とすること』にかかる運動の推進組織として、専修学校等振興議員連盟への働きかけ、会員の理解促進等にかかる具体的な活動方法等の検討を行う。

この会議は、正副会長のほか、会長指名の役員等によって組織化を図る。

(5) 都道府県協会等代表者会議

開催基準日（毎年11月第4金曜日）に従い、11月24日に開催する。なお、出席者の間の情報交換、親睦を目的に会議終了後に懇親会を開催する。

(6) 課程別設置者別部会代表者会議

各課程別設置者別部会の活動を活性化すること等を目的に年1回開催する。

(7) ブロック会議

全国9ブロックにおいて以下のとおり開催する。

- 北海道ブロック : 平成18年 9月29日(金) 北海道札幌市
- 東北ブロック : 平成18年 9月 7日(木)～8日(金) 山形県
- 北関東信越ブロック : 平成18年 8月28日(月)～29日(火) 群馬県
- 南関東ブロック : 平成18年10月20日(金) 神奈川県
- 中部ブロック : 平成18年 8月24日(木)～25日(金) 静岡県
- 近畿ブロック : 平成18年 7月19日(水) 大阪府
- 中国ブロック : 平成18年 7月11日(火) 広島県
- 四国ブロック : 平成18年 8月 3日(木)～4日(金) 香川県
- 九州ブロック : 平成18年 7月21日(金)～22日(土) 大分県

(8) 事務担当者会議

事業計画や個々の事業の諸手続を説明するとともに、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、専教振と共催で4月20日、東京・アルカディア市ヶ谷で開催する。

5. 各委員会活動方針

(1) 総務委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項

などを主な業務とする。

基本方針や重点目標等に掲げた専修学校及び各種学校振興のための推進策や課題の解決策等について、文部科学省等と協議しながら取りまとめていくとともに、次のような小委員会を組織化し、個々の具体的な活動を推進する。

○激甚法担当

1条校化の運動と歩調を合わせながら、激甚法が専修学校及び各種学校に早期適用を受けるよう必要な活動を行う。

○自己点検・評価担当

昨年度に引き続き、自己点検・評価の普及啓発に向けて、先進事例の収集や研修の実施、マニュアルの検討を行う。また、関連して、適切な財務情報の公開のあり方、個人情報保護の適切な取扱いについても事例等を研究する。

○格差是正担当

課程別設置者別部会と連携しながら、学生生徒または学校に対する制度的・財政的かつ具体的な格差を精査して、その是正のための研究を行うとともに、関係方面への是正要望につなげていく。また、専門学校と大学・短大、高等専修学校と高等学校との格差をはじめ課程別設置者別の学種固有の格差についても、課程別設置者別部会の協議・活動の報告を受けながら、全専各連の活動として対応する。

○厚生労働省担当

若者の自立・挑戦支援及び社会人教育等推進等のための施策について、効果的な推進方策を研究し厚生労働省と調整する。また、都道府県立を含めた公共職業能力開発施設について、文部科学省・厚生労働省と協議を行い、役割分担の徹底を図る。

○広報担当

「職業教育の日」の普及・浸透を所管する「職業教育の日」実行委員会とも連携しながら、ホームページ及び会報やパンフレットといった専修学校及び各種学校の広報に必要な事業の在り方を検討し、適切な方法にて広報を展開する。特に都道府県協会等とも連携しながら「職業教育ネット」により専修学校及び各種学校の教育実践等の周知に努める。

(2) 財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 会費に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な業務内容とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認するとともに、各委員会の計画案を聴取するなどして、科目ごとに適切に金額を配分するよう予算原案の立案を行う。

特に、組織委員会と連携しながら、引き続き組織と会費の将来的な方向性について検討を行う。

(3) 組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

- 組織の活性化に関する協議・提言事項
- 組織見直しに伴う会則改正に関する事項
- 会員校の確定に関する事項

などを主な業務内容とする。

会として迅速かつ円滑な組織運営が図られるよう、組織の強化や活性化に資する事項を検討する。

特に、組織の活性化の一方策として常任理事会の承認を受けて、平成18年度から全国専門学校青年懇話会を本委員会が直接所管することとし、青年懇話会の代表者等との意見交換を実施するとともに、本連合会として青年懇話会主催の経営戦略セミナーを後援する。

なお、財務委員会と連携しながら、引き続き組織と会費の将来的な方向性について検討を行うとともに、会議等で指摘を受けた規定上の課題等を精査、検討して、必要に応じて会則等の改正案の取りまとめを行う。

(4) 「職業教育の日」実行委員会

平成15年6月に制定された「職業教育の日」への社会的認知度向上に係る事業全般を所管するため、前年度同様、総務委員会と全専協の総務運営委員会のもとに“「職業教育の日」実行委員会”を組織し、平成18年度の諸事業を検討、企画運営する。

6. 「職業教育の日」の推進

「職業教育の日」への社会的認知度向上のため“「職業教育の日」実行委員会”を中心に、以下の諸事業を行う。

(1) 「職業教育の日」推進のための広報活動

「職業教育の日」を全国的に普及させるためのポスター、トートバッグ等のプロモーショングッズを製作して、都道府県協会等及び関係方面に配布する。特に、茨城県で開催される「第18回生涯学習フェスティバル」においては、ブースへの出展を行い、広く一般への普及を図る。

(2) 都道府県「職業教育の日記念事業」に対する寄附金の支出

「職業教育の日」普及のために都道府県協会等が主催する記念事業に対して、寄附金を支出するための支出要綱を作成し、全国的な記念事業の実施を呼びかける。

都道府県協会等に支払われる寄附金は、提出された申請書をもとに実行委員会が審査を行い、採択された事業に対して最大で事業経費全体の1/2（上限20万円）までを支出する。

7. 課程別設置者別部会活動方針

(1) 全国学校法人立専門学校協会

① 基本理念

専修学校制度創設30周年という記念すべき節目の昨年度は、中央教育審議会及び協力者会議の答申等により一定の要件を満たした4年制専門学校卒業生に大学院入学資格が付与され、同時に「高度専門士」の新たな称号も付与された。昨年12月には119校、192課程の要件を満たした4年制専門学校が告示され、これにより、我

が国の高等教育機関は、本格的な複線化の時代に移行したということができる。さらに学習者の立場から誰でも、いつでも、自由にアクセスできる高等教育のシステムが構築され、生涯学習の観点からも、この新しい教育制度の成果が注目されている。

いま、戦後の教育全体を見直そうとの動きの中で、教育基本法の改正が議論され、教育の目標の一つとして「勤労を重んじ、職業との関連を重視」することが取り上げられるなど、職業教育のあり方に社会的関心が寄せられている。このような潮流は、価値観の多様化、目的意識や就業意識の希薄化等によって、特に若年不安定就労者や若年無業者が増加するなど、看過できない社会の危機的な状況を踏まえてのことである。本協会は全専各連とともに7月11日を「職業教育の日」と制定し、専門学校を中心とした職業教育の振興を広く推進しているが、ニートに対する文部科学省の新規予算等の事業を通じて、初等中等教育段階の職業観・勤労観の涵養において専門学校の職業教育機能を発揮するとともに、引き続き日本版デュアルシステムの構築に協力し、若年者の職業的自立を積極的に支援する必要がある。

また、文部科学省のもう一つの新規予算である社会人新キャリアアップ事業等を有効に活用して、職業教育を中心とした生涯学習社会の構築にも対応しなくてはならない。自らの教育の充実・向上を図り、引き続き雇用対策や社会人教育等に積極的に関わり、留学生の受け入れ等を通じた国際貢献も果たしていかなければならない。そして、各専門学校の活動が実りある成果を結ぶために、今後も本協会は専門学校教育の可能性と重要性を職業教育ネットのホームページ等を通じて積極的に社会に知らしめていくこととしたい。

そのためには、職業教育を発展向上させていくための特段の施策が講じられる必要がある。専門学校を中核とする職業教育体系の構築に向けて、専門士、高度専門士の称号を付与される専門学校を大学等と学校教育法の同列に規定するよう運動を推進するとともに、専門学校独自の制度確立及び専門大学の名称使用の実現等を求めていかなければならない。一方、専門学校がしっかりと社会の負託に応えられるよう、国に対し、公的な財政支援をはじめとする大学との格差是正、公共職業訓練施設との役割分担の明確化等、諸課題の解決を要請していかなければならない。

国民が専門学校に信頼を寄せ、常にその存在意義を意識するためには、個々の専門学校は自助努力を怠ってはならない。専門学校は、自ら学校運営や教育活動等を点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の保証に努めるとともに、適切な方法により情報開示を推進し、専門学校における第三者評価の仕組みの確立を目指していくことが重要である。

②基本方針・活動方針

1. 専門学校の高等職業教育機関としての地位を確立する

1-1.学校教育制度において、職業教育をキーワードとする教育体系を構築し、学校から職業生活への移行を円滑に進めるため、専門士、高度専門士の称号を付与できる専門学校が高等職業教育機関として学校教育法第1条に規定する「学校」とされることを求める

1-2.我が国の職業教育において専門学校が培ってきた成果と今後の使命を「職業教育の日」等を通じて広く社会に周知する

1-3.教育基本法改正に向けて議論されている教育の目標「勤労を重んじ、職業との関

連を重視」を踏まえ、教育振興基本計画の策定及び学校教育法の改正を含めて専門学校としての着実な対応を図る

- 1-4.職業教育を通じて国際貢献・国際交流に資するため、専門学校留学生に関する振興策の充実を図る
2. 専修学校制度の改革を推進する
 - 2-1.専門学校独自の制度の確立に向け、文部科学省に対して積極的に働きかける
 - 2-2.専門士及び高度専門士の称号付与が学科設置と同時に告示されるよう、文部科学省に申請手続の早期化を求める
 - 2-3.卒業生への「大学院入学資格の付与」を受けて、4年制専門学校における「専門大学」名称の使用の実現を目指すとともに、専門職大学院レベルの課程の設置に向けた研究を行う
3. 専門学校と他の高等教育機関との格差是正を図る
 - 3-1.専門学校への経常費補助等を要望する
 - 3-2.専門学校への地方交付税を活用した地方自治体による助成措置を拡充する
 - 3-3.大学・短期大学卒業生と専門学校卒業生との格差を是正する
 - 3-4.専門学校留学生制度の大学等との格差を是正する
 - 3-5.奨学金支給学生数を大学生並に拡大する
 - 3-6.「教育バウチャー制度」の導入など、公平な私学助成の実現を求める
4. 雇用対策に呼応した社会人教育、若年者の総合的なキャリア形成支援を推進する
 - 4-1.厚生労働省や他の省庁の施策に柔軟に対応して業界ニーズを反映させ、専門学校における社会人教育を推進する
 - 4-2.雇用・能力開発機構及び地方公共団体が設置する公共職業訓練施設と専門学校等、官と民との役割分担を明確にする
 - 4-3.フリーターやニートの増加に対応するため、文部科学省の継続予算「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」及び新規予算「専修学校における NPO 団体等と連携したニートに対する職業教育支援事業」の事業等を通じて、初等中等教育段階の職業観・勤労観の涵養において専門学校の職業教育機能を発揮するとともに、引き続き日本版デュアルシステムの構築に協力し、若年者の職業的自立を積極的に支援する
5. 教員資質向上、第三者評価を含めた自己点検・評価等により職業教育を確立する
 - 5-1.我が国の高等教育における専門学校の重責と社会の負託に応えるため、引き続き自己点検・評価を積極的に推進し、適切な方法で情報開示を行う
 - 5-2.高等教育として学習者や社会の信頼を保持するために、専門学校における第三者評価のあり方を研究し、組織的な評価の仕組みの確立を目指す
 - 5-3.多様かつ高度な実践的専門職業教育の要請に応えるために、文部科学省の継続予算「専修学校教育重点支援プラン」の事業等を活用して教育内容等の質の維持・向上に努めるとともに、専門学校相互並びに他の教育機関との連携や産学連携・交流を推進する
6. 専門学校における生涯学習社会への対応を推進する
 - 6-1.生涯学習社会を構築する上で、今後の具体的な施策を検討している文部科学省・

生涯学習分科会に専門学校として積極的に関与していく

6-2.2007 年問題等に対応する文部科学省の新規予算「専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業」のプログラム開発等を通じて、定年をむかえ退職する中高年や子育て等のために就業を中断した女性を対象にしたキャリアアップ教育に対応し、専門学校における生涯学習を推進する

(2) 全国高等専修学校協会

①基本方針

1 条校の高等学校との対比で高等専修学校が被っている格差を何とか無くし、生徒の教育環境を整えるべく当協会といたしましても日々努力してまいりました。そして、長い歳月を費やし、高体連主催大会への参加の問題、公共職業安定所の取扱問題等とその格差の幾つかは解決することは出来ました。しかし、依然として多くの格差が存在していることも事実であります。また、この格差是正の議論を展開していくと、「高等専修学校が学校教育法の第 1 条に規定されれば」と毎回行き着く結論も同じでした。この様な議論の末、平成 15 年度以降毎年「高等専修学校の独自性を失うことのないかたちで、学校教育法の第 1 条に規定されるよう積極的に運動し実現を目指す。」を運動方針に掲げております。

当時、全国高等専修学校協会だけが「1 条校化」を言っているだけで、全専各連の他の協会との間には大きな温度差があったことも事実です。この様な状況を経て、平成 17 年度より全専各連として「専修学校各種学校の 1 条校化」の運動が推進されることになりましたことは、私共高等専修学校にとっては大変心強い限りであります。

しかしながら、全専各連本体の運動となったからと言って、他力本願になるようなことがあってはいけません。現実問題として、平成 17 年度の学校基本調査によると、高等専修学校の在籍生徒数は 45,893 人であり、ピークである平成元年の 116,775 人の半分に満たないと言う事実です。この事実を踏まえ、会員校 1 校 1 校が高等専修学校の持つその独自性と個性化を全面に打ち出し、さらに社会的認知を獲得すべく活動していく必要があると考えます。

そこで、今年度は「高等専修学校在校生の母校訪問」を全国的に展開していきたいと考えています。高等専修学校の教育によって成長した生徒が、出身中学校を訪ね現状報告をすることは、高等専修学校の社会的認知獲得に向けて大きな意味のある活動と考えているのです。経費のかからない事業ですので、各会員校とも実施に向けてご準備頂ければ幸いです。

専修学校制度 31 年目を契機に、後期中等教育機関の中で高等学校にはまねの出来ない教育実践校である高等専修学校を世に大きくアピールしていきましょう。

②活動方針

1. 高等専修学校の独自性と個性化を推進する。

継続された文部科学省「専修学校教育重点支援プラン」を積極的に推進し、その成果を普及する。

2. 後期中等教育機関の中で高等専修学校の位置をより一層明確にし、社会的認知を獲得する。

大学入学資格付与指定校の高等専修学校を、専修学校の独自性を失うことのないか

たちで、学校教育法の第1条に規定されるよう積極的に運動し実現を目指す。

3. 高等学校と高等専修学校の格差是正を強く求めていく。

3-1. 保護者の経済的負担軽減に資するため、国や都道府県が高等専修学校に対して高等学校と同等の経常費助成措置の実現を目指す。

3-2. 活発な体育・スポーツ活動を通じて生徒の健全な育成に資するために、独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付の対象に加われるように強く求める。

3-3. 各都道府県の公私連絡協議会への参加が認められるよう運動を展開し、高等学校と同じ土俵にのることによって社会的認知をとりつける。

3-4. サポート校の誇大な広報により、高等専修学校をサポート校と誤認している現状がある。このような現状の中で正規の学校である高等専修学校への正しい認識をとりつけるために文部科学省に周知徹底を求める。

(3) 全国個人立専修学校協会

活動方針

学校法人化要件の緩和（平成15年度）、勤労学生控除の適用（平成17年度）が実現し、本協会設立以来の懸案事項が徐々に解決されてきている。

平成18年度は以下の事業について調査・研究等を行い実態の把握に努め、実現に向けて方策を研究する。

① 設置者変更時の円滑な学校の承継と、生前の設置者変更が可能となる要件の研究

文部科学省が47都道府県に実施した「個人立専修学校の設置者変更認可に関する実態調査」（平成16年1月19日から1月23日）では、条件はあるものの、個人から個人への設置者変更について認めることが可能であるとしたのは44自治体であった。

設置者変更についての現状を把握するため調査を行い、結果をもとに検討・協議し、具体的方策をとりまとめる。

② 相続税の繰り延べ納税等を実現する方策の研究

学校が存続する限りにおいて、相続税を繰り延べ納税できる方策を研究する。

③ 固定資産税減免の完全実施の推進

平成13年度に実施して以来の実態調査を行い、調査結果及び陳情方法等を会員校に情報として提供する。

④ 学校法人化要件緩和への対応

平成15年12月25日付けで、文部科学省より各都道府県知事あてに通知された「私立学校法第64条第4項の法人の認可基準等の改正について」により、個人立専修学校の学校法人化が促進された。

既に学校法人化した学校の協力を得て、法人化にあたっての要件等についてヒアリングを行う。

(4) 全国各種学校協会

事業計画案

①国民に分かりやすい学校制度の確立（各種学校制度の改革）

各種学校制度は、昭和22年学校教育法において正規の学校として位置づけられて以来、基本的には改革されていない。昭和51年専修学校の発足は、各種学校の改革ではなく、新制度発足による差別化だった。専修学校制度が急速に発展したため、各種学校は生涯学習社会で大きな役割を果たしているにも関わらず、一般国民にとって制度用語としては死語になってしまった。

また、専修学校制度も課程別（入学資格）により、専門学校、高等専修学校、専修学校と呼称し、複雑化し教育関係者でさえ、専修学校制度の仕組みや各種学校との相違を明確にできない状況になっている。

1年または2年生の高等専修学校、一般課程の専修学校および各種学校の3制度は、教育内容や教育実態において極めて類似性が認められ、制度的に区別しなければならない必然性が希薄になっている。

全専各連は、平成16年度の運動方針に専修学校等の制度改革を掲げたが、実質的な運動には至っていない。

「分かりやすい教育制度の確立」をキーワードにして、「協力者会議」「中教審」で強力に訴えるべきである。

また、外国大学の国内開校の動きもある状況から、新たに「外国学校法」の制定も視野に持つべきと考える。その際、現在の外国学校も包含した法整備が望まれる。

②学習歴評価機構の創設を研究する

平成10年、専門士の称号を付与された者に大学編入資格が与えられた事は、教育制度の実質的複線化であった。そして平成16年度大学入学試験から、各種学校である外国人学校等の卒業生にも受験資格が与えられたことは、複々線化である。

平成15年改正された学校教育法施行規則には、各大学や専修学校専門課程の入学資格に「個別の入学資格審査」条項が追加され、「専修学校や各種学校等における学習歴」「社会における実務経験や取得した資格」などに基づいて、高等学校を卒業した者と同程度以上の学力があると認めることができることとなった。このことは、学歴社会から学習歴社会に移行する画期的な改革である。

しかし、学習歴の評価において明確な基準がなく、個別の入学資格審査は運用において恣意的になる恐れがある。

学習した個人の申告を最大限に尊重し、「学習歴認定証（仮称）」を交付する機関を創設することは極めて有効であり、学習意欲の向上にも繋がるのが期待できる。現在、生涯学習が推進され、各地の都道府県市町村民カレッジが単位認定（認証）を行っている。それらの単位も含めて評価すれば、更なる生涯学習の振興も期待される。家庭教育はもとより、学校教育、社会教育および勤労による教育（学習）の総合的な融合を図ることが人格形成に寄与することになる。

③教育バウチャー制度の導入運動

前述したとおり、大学受験資格の改革は、学歴社会から学習歴社会に移行する画期的な改革である。人間を偏差値で序列する時代は終わった。人間の「生きる力」は偏差値と無関係であることを国民は認めなければならない。

1条校とそこに在籍する学生・生徒のみが、国の特別な援助（補助金および奨学金）

を受ける理由や権利は消滅したと言っても良い。

そのことから従来の機関補助の思想を改め、学びたい人に等しく援助する社会実現のために最も効果的な制度は「教育バウチャー制度」であると確信する。

現在、世界の先進国でも「教育バウチャー制度」が試験導入されつつあり、国内でも導入を検討すべきであるとする意見が、関連する審議会においても出されている。「学びを選ぶ権利」は国民にあり、学校は「選ばれる場」に向かって、教育環境の整備と充実に努めることが期待される。

今こそ、この「教育バウチャー制度」の研究と導入について運動するときと判断する。

④制度的格差の是正

現状の各種学校には、第1条校はもとより専修学校と比較しても税制をはじめ学校および在学生に対する格差が多々ある。それらの是正を要望して活動する。

- (a) 各種学校生に対する日本学生支援機構奨学金の貸与
- (b) 通学定期に関する調査と格差の是正
- (c) 各種学校規定の見直し（専修学校では届出事項が、各種学校では認可事項になっている。）
- (d) その他の振興対策活動

実施事業案

広報活動の推進

- ・専修学校及び各種学校制度改正のための活動
- ・職業教育の日推進のための活動
- ・まなびピア推進のための活動

その他

平成18年度は、役員改選を予定。

8. 分野別専門部会活動方針概要

(1) 全国工業専門学校協会

電卓・ポケコン技能検定試験

年2回実施する。実施級は、プログラム級、1級、2級、3級。

第34回 平成18年6月25日（日）

第35回 平成18年11月26日（日）

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

平成18年度も例年通り「観光英語検定試験」を実施。それに伴う書籍等の発行及びPR活動に努める。また、教員研修会及び全国専門学校英語スピーチコンテストを開催する。第18回観光英語検定試験は、平成18年10月29日（日）に1級1次及び2・3級を全国各会場にて、12月10日（日）に1級2次を札幌・東京・大阪にて実施予定。24回目を迎える全国専門学校英語スピーチコンテストは、平成18年12月4日（月）に東京にて開催予定。また、学生の教育向上のための新規事業等についての検討対応を図る。

(3) 全国服飾学校協会

- ①ブロック・ファッション教育研修会
- ②分科会研修会（和裁／編物）
- ③繊維ファッション産学交流会議（東京）
- ④全国服飾学校「ファッション画コンクール」開催（東京）
- ⑤「ファッションクリエイター新人賞国際コンクール」開催（東京／パリ）

(4) 特定非営利活動法人全国美術デザイン専門学校教育振興会

会発足以来20年を迎え、美術・デザイン分野の専門学校のさらなる発展を目指し、ADECのこれからのあり方についてより協議を深めて、参加会員校にとっても魅力ある事業を展開する。NPO法人化に伴い、学校・企業に関わらず多くの正会員・賛助会員を募っていく。

- ①「全日本高校デザイン・イラスト展」の開催
作品応募期間：平成18年8月～9月
巡回展示：平成18年10月～11月まで全国各地で開催予定
実行委員長校：専門学校アートカレッジ神戸
- ②「ADECメンバーズブック」の刊行
会員校及びADEC事業（全日本高校デザイン・イラスト展、色彩士検定、ADEC教員研修）を紹介する会員機関誌の刊行。また、会員校・学生作品・ADEC事業をホームページでも紹介する。
- ③研修委員会
会員校の相互交流と教育内容のさらなる充実を目指し、研修会を開催する。
- ④事業委員会
色彩士検定の実施
第20回色彩士検定試験：平成18年9月10日（日） 1級実技・3級
第21回色彩士検定試験：平成19年1月14日（日） 1級理論・2級・3級
研究開発
テキスト「カラーマスター」の改編（2級対応版を平成18年6月に発行）。
過去問題集の発刊。

(5) 全国予備学校協議会

18歳人口の減少、社会、経済の変化等による教育環境の変化への的確な対応を図り、全専各連の専門部会としての活動を通じて、学校教育制度の一環としての教養基礎教育を担う予備学校の教育と経営の充実向上に努める。

- ①予備学校の教育と経営の充実向上を図るための調査研究
学校運営状況についての調査
個人情報保護法等に伴う学校対応調査
学校教材の著作権の取り扱いについての調査
- ②予備学校の教育と経営に関する研修会の開催
- ③広報活動（ホームページ・全予協案内等）

- ④大学入試センター試験説明協議会への参加
- ⑤社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験運営協力

(6) 全国専門学校情報教育協会

情報系専門学校及び情報機器を活用するすべての専門学校を対象に、例年のとおり以下の事業を実施する。なお、各事業の詳細は立案中。

- ①情報教育に関する調査・研究事業の実施
- ②情報教育教員研修会、セミナーの実施
- ③インターネットを活用した情報の提供
- ④第15回全国専門学校ロボット競技会の開催
- ⑤ビジネスプロデュースコンペティションの開催

(7) 全国経理教育協会

①基本方針

平成18年度事業運営においては、組織・検定・財務の「3つの改革」と創立50周年記念事業の円滑な運営と日本簿記学会の後援のもと、「簿記の日」の定着化という「2つの重点施策」に取り組む。

②検定試験

6月からIT活用能力検定試験を実施するとともに、既存検定の見直し、新検定の開発・研究を検討する。

③研修会

教職員研修会、経営者研修会を実施する。

④全国簿記電卓競技大会

前年度同様本年度も9月に実施する。

(8) 全国珠算学校連盟

①第26回全日本珠算技能競技大会

平成18年7月29日(土)～30日(日) 愛知・名鉄犬山ホテル

②第36回全国珠算学校集合研修会

平成18年8月18日(金)～20日(日) 三重・賢島 宝生苑

(9) 全国専門学校日本語教育協会

平成18年度の事業計画案は、各年度当初6月実施の総会にて決定するが、各委員会にて下記の事業を展開する予定。

○総務委員会

- ・専門学校における留学生定員の協会指針の推進
- ・新規会員校の獲得
- ・FTAでの外国人労働者の受け入れについて専門学校が果たす役割の研究事業の推進

○教育研究委員会

- ・第19回 全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催

- ・ 会員校の教育交流、教員研修の推進
- 学生対策委員会、国際交流委員会の共同事業
- ・ 日本留学フェアの参加と海外教育機関の視察、交流の実施

9. その他

(1) 第18回生涯学習フェスティバルへの参加

平成18年10月5日～9日の5日間、文部科学省主催による第18回生涯学習フェスティバルが、茨城県水戸市・県民文化センターをメイン会場として開催される。

本連合会としても、生涯学習見本市においてパネル展示等を中心に例年どおり出展する予定である。

(2) 平成18年度 年間予定日程

- 4月20日(木) 事務担当者会議(東京都・アルカディア市ヶ谷)
- 6月14日(水) 全専各連定例総会(東京都・グランドアーク半蔵門)
- 6月15日(木) 全国学校法人立専門学校協会定例総会(東京都・アルカディア市ヶ谷)
- 6月21日(水) 全国高等専修学校協会定例総会(東京都・東京ガーデンパレス)
- 6月22日(木) 全国個人立専修学校協会定例総会(東京都・アルカディア市ヶ谷)
- 6月27日(火) 全国各種学校協会定例総会(東京都・アルカディア市ヶ谷)
- 7月11日(火) 中国ブロック会議(広島県広島市・広島プリンスホテル)
- 7月19日(水) 近畿ブロック会議(大阪府大阪市・太閤園)
- 7月21日(金)～22日(土)
九州ブロック会議(大分県別府市・ホテル白菊)
- 8月 3日(木)～4日(金)
四国ブロック会議(香川県高松市・高松国際ホテル)
- 8月24日(木)～25日(金)
中部ブロック会議(静岡県焼津市・松風閣)
- 8月28日(月)～29日(火)
北関東信越ブロック会議(群馬県草津温泉・ホテル櫻井)
- 9月 7日(木)～8(金)
東北ブロック会議(山形県山形市・ホテルメトロポリタン山形)
- 9月29日(金) 北海道ブロック会議(北海道札幌市・札幌ガーデンパレス)
- 10月20日(金) 南関東ブロック会議(神奈川県横浜市・崎陽軒)